

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

目次

- 回収可能性
- 顧客から回収した売上税及び類似税の表示
- 現金以外の対価
- 契約修正及び移行時点で完了済の契約
- 付録—回答者に対する質問

FASB が狭い範囲の改訂を行い 実務的例外を提供する収益 ASU 提案を発行

ジョー・ディレオ (Joe Dileo) 及びクリス・クレイダーマン (Chris Cryderman) (デロイト&トウシュ LLP)

2015年9月30日、FASB は ASU 提案¹を発行した。これは、2014年5月の審議会による収益基準である ASU2014-09²の特定の側面を改訂することになる。当該提案の発効日及び移行措置規定は、ASU2014-09 の規定と整合することになる。ASU 提案に対するコメント期限は、2015年11月16日である。

編集者注:2015年8月12日、FASB は ASU2015-14³を発行した。これは、全ての事業体に対して、ASU2014-09の発効日を1年延期し、限定的基準で、早期適用を容認するものである。さらなる情報については、デロイトの2015年8月13日付 [ジャーナル・エントリー](#) を参照のこと。

当改訂は、(1)FASB と IASB との共同収益認識移行リソース・グループ (TRG) により受領されたフィードバックへの対応として提案され、変更というよりもむしろ、以下事項等の、ASC606⁴のコア収益認識原則明確化するものである。

- 回収可能性—回収可能性の評価は、事業体が、回収可能性が確実でないと結論付ける場合に、事業体が受領する収益対価を認識することになる時点の決定に関して明確化されることになる。
- 顧客から回収される売上税及びその他の類似税の表示—事業体は、政府当局に代わって回収した売上税をネットした収益を表示する(すなわち、特定基準を満たす売上税を取引価格から控除する)ことが容認されることになる。
- 現金以外の対価—現金以外の対価を含む契約に係る取引価格決定に当たり、事業体は、契約開始日時点における、受領されるべき現金以外の対価の公正価値を含むことになる。さらに、契約開始日より後の事後の現金以外の対価の公正価値変動は、公正価値が、その形式以外の理由により変動する場合にのみ、変動対価制約の対象になる。

¹ FASB Proposed Accounting Standards Update, Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Narrow-Scope Improvements and Practical Expedients.

² FASB Accounting Standards Update No. 2014-09, Revenue From Contracts With Customers.

³ FASB Accounting Standards Update No. 2015-14, Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Deferral of the Effective Date

⁴ FASB会計基準編纂書リファレンスのタイトルについては、デロイトの「FASB会計基準編纂書におけるトピック及びサブトピックのタイトル」を参照のこと。

- ・ 移行時点での契約修正及び完了済みの契約—当提案は、移行時点の契約修正に関する実務的例外を追加し、完了済みの契約を、新収益基準が初度適用される前に当該収益ガイダンスにより認識された全て（又はほとんど全て）のそれとして定義することになる。
- ・ 移行措置技術的修正—新収益基準適用に当たり、完全遡及移行措置方法の使用を選択する事業体は、もはや、適用期間に係る会計原則の変更の影響の開示（現在はASC250-10-50-1(b)(2)で要求されている）を要求されない。しかしながら、事業体は未だ、遡及的に調整される適用前期間に係る影響の開示を要求されることになる。

編集者注:2015年7月、IASBは、FASBの新収益基準に対するIASBの対応する基準であるIFRS第15号⁵の明確化を提案する公開草案(ED)を発行した。当EDは、FASBのASU提案と同一のトピックのうちいくつかを改訂するものであるが、この二つの提案は同一ではない。当EDに対するコメント期限は2015年10月28日である。

回収可能性

背景

新収益基準のステップ1は、事業体に、「事業体が、顧客に移転されるであろう財又はサービスと交換に権利を有することになる対価のほとんど全て⁶を回収することが確実」か否かを評価することを要求している。当回収可能性閾値は、契約開始時に評価される（かつ当該閾値が当初充足されない場合に評価され続けられる）。回収可能性が確実でない場合、事業体は、以下の条件のいずれかが充足されない限り、ASC606-10-25-7による収益の認識が容認されないことになる。

- 事業体が、顧客に対して財又はサービスを移転する残存義務がなく、かつ顧客により約束された対価の全て又はほとんど全てが事業体により受領されており、かつそれが返還不要である。
- 契約が終了し、かつ顧客から受領された対価が返還不要である。

(1)契約が確実性規定を充足しない、かつ(2)事業体が当日までに事業体による履行に対して、顧客から対価を受領する状況に関して、質問が生じる。具体的には、ある利害関係者は、FASBに、収益は対価の一部が回収され、当契約が法的に正当であり、かつ事業体が信用リスク・エクスポージャーを低減させることが可能（例えば、顧客が支払わない場合、事業体が財又はサービスの提供を停止しても差し支えない）な時点で認識されうるか否かを明確化することを求めた。さらに、他の利害関係者は、特定の状況下では、契約が終了したか否か（すなわち、上述の第二条件が充足したか否か）を決定することは難しいことが分かった。

編集者注:事業体は、ASC606-10-25-1(e)における新規フレーズ「ほとんど全ての」の解釈において、重要な判断を使用することが必要となる。FASBはまた、事業体の当該ガイダンスの適用を支援すべく、設例(ASC606-10-55-98Q)を追加した。

⁵ IFRS 15, Revenue From Contracts With Customers.

⁶ ASU 提案は、「ほとんど全て」との文言をASC606-10-25-1(e)に追加した。

ASU 提案の主要条項

ASU 提案は、ASC606-10-25-7(ASC606-10-25-7(c)) 項に対して第三規準を追加した。このASC606-10-25-7 項の規準が充足されない場合、(1)事業体が、受領する対価に関連する財又はサービスの支配を顧客に移転し、(2)事業体が、追加的な財及びサービスの移転を停止し、更なる財又はサービスを移転する義務を追わず、かつ(3)「顧客から受領した対価は返還不要である」場合に、収益は認識されうることを言及するものである。

編集者注: 利害関係者は、契約が完了したか否かの決定に関して懸念を提起した。例えば、顧客が契約に基づく支払いを行わなかったため、事業体が顧客への財又はサービスの引渡しを停止する状況である。例えば、ある利害関係者は、事業体による顧客からの支払遅延を追及するプロセスは、当該契約が、終了したことを示唆することになる(及びしたがって、ASC606-10-25-7(b)項による収益認識に関する規準を充足しないことになる)か否かは不明確であると言及した。

契約が終了した時点を明確化するのではなく(当該明確化はしばしば、法的解釈の対象となる)、ASU 提案は、ASC606-10-25-7(c)項におけるガイダンスを追加することになる。しかしながら、さらなる財又はサービスを引き渡す義務が存在するか否かの評価に当たり、事業体は契約上の条件の注意深い分析を実施しなければならず、いくつかの例では、法的解釈を入手する必要がある可能性がある。

新基準に対する説例の改訂及び追加に加え、ASU 提案は、事業体が回収可能性が、新収益基準のステップ1により(すなわち、ASC606-10-25-1(e)項により)確実であるか否かを事業体が決定することを支援することになる導入ガイダンスを含んでいる。当該導入ガイダンス提案は、回収可能性評価の目的は、事業体と顧客の間に実質的な取引があるか否かを判定することになると述べている。加えて、このガイダンスは、回収可能性の評価は、以下のようなものと明確化している。

- 顧客から、契約上の全ての財及びサービスに対する対価(すなわち、取引価格総額に対して)を回収するであろうか否かの評価ではなく、事業体に移転する(及び事業体がそれに対してこの対価のほとんど全てを受領することになる)であろう、財又はサービスに関する約束された対価を顧客が支払う意図及び能力を有しているか否かの評価である。
- 「顧客が期日到来した対価を支払えない事象において、当契約における追加的に約束がなされた財又はサービスの移転を停止することを事業体が予想する場合、当契約全体期間にわたり権利を得ると予想される範囲で全ての対価金額を支払う顧客の能力及び意思に基づく必要はない。ASC606-10-25-3 項は、事業体が、新収益基準の条項を、「契約期間に対して」適用することを要求しているが、改訂提案は、契約により移転される財及びサービスの総額ではなく、移転を予想する財又はサービスを考慮するため、回収可能性を評価している事業体を容認することにより、限定的な例外を創出することになる。
- 判断を含む。それが、部分的には、「前向き評価」であるためである。したがって、事業体は、この評価の実施に当たり、ビジネス実務慣行及び顧客の知識を含む、全ての事実及び状況を検討すべきである。

さらに、ASU 提案は、契約条件又は事業体のビジネス実務慣行を基礎として、事業体が、顧客の信用リスクに対するエクスポージャーが、契約により約束された対価総額よりも低い金額に低減されたと結論付ける可能性がある、と言及している。しかしながら ASU 提案は、事業体は、その信用リスクを低減する能力の評価に当たり、再保有を検討すべきではない、と述べている。信用リスクを低減する可能性がある要素の例としては、以下が挙げられる。

- 支払条件。ASU 提案は、事業体が顧客に財又はサービスを移転する前に顧客が対価の支払いを要求される例を引用している。ASU 提案は、当該前払は「信用リスクの対象にならないことになる。」と述べている。
- 支払期日に、顧客が支払いできない状況に関して、契約によりさらなる財又はサービスの移転を停止する権利及び能力。回収可能性は、顧客に移転されることになる財及びサービスに対する対価を基礎として評価されることになる。ASU 提案は結果として、「顧客が、約束されたとおりに実施できない場合、かつ結果として、事業体は、……更なる財又はサービスを顧客に移転しないことにより対応し、事業体は、当契約により移転されないであろう約束された財又はサービスに関する支払いの可能性を検討しないことになる」と言及している。

編集者注:2015年8月31日のFASBの会議において、二人の審議会メンバーはASU提案の発行に同意しないと発言した。これは主に、審議会による新収益モデルのステップ1からステップ5の回収可能性評価の移動を否定する決定(すなわち、顧客との契約が存在するか否かの評価に係る規準から、いつ収益を認識するか決定に使用される規準への変更)のためである。これらの審議会メンバーは、現行米国会計基準と異なり、変更提案は事業体が現金主義による収益認識を容認するものではない、と信じている。結果として、改訂提案は、事業体が、義務が存在しないものに対して負債を記帳することになる(すなわち、関連義務は財及びサービスが移転されたため収束された)。一名の反対した審議会メンバーは、ASC606-10-55-98H項から55-98M項(ASU提案により追加されることになる)をそのような状況を例証するものとして参照した。

新収益基準における回収可能性の評価は、現行会計基準におけるそれと比較して、(1)事業体が、より顕著に判断を使用することを要求し、かつ(2)複雑性を創出する(一部の契約に関する回収可能性が合理的に確証されないため、特に現行会計基準において現金主義を使用している事業体に関しては)可能性が高いであろう。従って、影響を受ける事業体は改訂提案を考慮し、FASBに対するフィードバックを提供すべきである。

顧客から回収した売上税及び類似税の表示

背景

新収益基準のステップ3においては、取引価格は、「事業体が、約束された財又はサービスの顧客への移転との交換に権利付与されると予想される対価の金額、但し、第三者の代わりに回収される金額を除く」である。利害関係者は、売上税及び類似税(「売上税」)は、当該税が、税務当局の代わりに回収される場合には、取引価格から除外されるべきであるか否かを質問した。

新収益基準は、事業体が、取引において本人か代理人か⁷、従って、売上税が収益において総額又は純額で表示されるべきか否かの評価に係るガイダンスを提供している。当分析はさらに、各税法域(国内及び国外政府法域に双方における全ての税レベルを含むことになる)における売上税により、特に非常に多数の法域において事業を行う事業体に関して、複雑化する。

⁷ FASBは、ASU提案を発効した。これは、新収益基準における本人か代理人かのガイドラインを改訂することになる。更なる情報については、デロイトの2015年9月1日付Heads Upを参照のこと。

ASU 提案の主要条項

ASU 提案は、事業体が、取引価格から政府当局により評価される、及び「特定の収益創出取引に関して及び同時に課される、並びに顧客から事業体により回収される(例えば、売上、使用、付加価値、及び一部の履行税)」売上税を除外することを容認することになる。しかしながら、当該選択は、「棚卸資産調達プロセスの過程で事業体による総額回収又は課税」に関して評価される税に対しては適用されないことになる。売上税を除外することを選択する事業体は、ASC235-10-50-1 項から 50-6 項における会計方針の開示を要求されることになる。

編集者注: ガイダンス提案は、新収益基準の売上税の範囲と、ASC605-45-15-2(e)項のそれと整合することになる。さらに、純額ベースでの売上税の表示を選択しない事業体は、全ての税務法域に関して、売上税取引において、それが本人か代理人かの評価が要求されることになり、当該法域において本人であれば総額ベースで、代理人であれば純額ベースで売上税を表示することになる。

現金以外の対価

背景

財又はサービスを提供するに当たり、事業体は、顧客から現金以外の対価(例えば、財、サービス、株式)を受領する可能性がある。新収益基準のステップ 3 は、事業体が、取引価格に現金以外の対価の公正価値を含めることを要求している。さらに、当ガイダンスは、現金以外の対価の公正価値変動は、形式以外の理由に関して ASC606-10-32-11 項から 32-13 項における変動対価制約の対象になる、と述べている。

顧客との契約において受領する現金以外の対価の公正価値の決定における測定日に関して、質問が提起されている。さらに、利害関係者は、(1)その形式(例えば、市場条件に起因する株式価格変動)及び(2)その形式以外の理由(例えば、偶発事象を基礎として期日が到来する可能性がある追加的株式)の双方による現金以外の対価の公正価値変動が生じる際に、変動対価制約の適用可能性に関して質問した。

ASU 提案の主要条項

ASU 提案は、測定日を、「契約開始」日と定義することになる。加えて、取引価格は、その形式に起因する契約開始日後の現金以外の対価の公正価値変動を含まないことになる。さらに ASU 提案は、現金以外の対価の変動が、その形式及びその形式以外の理由の双方に起因する場合には、変動対価制約は、対価の形式以外の理由に関する公正価値変動から生じる変動性に対してのみ適用されることになる。

設例—公に取引されている普通株式の形式における現金以外の対価

財の引渡しに関する顧客との収益契約の一部として、事業体は、全ての財が顧客に提供される時点で、顧客の普通株式のうち 500 株を受領する権利を有する。加えて、事業体が全ての財を 90 日以内に引き渡す場合には、それは、顧客の普通株式のうち 100 株を追加で受領することになる。当該現金以外の対価の公正価値変動は、(1)普通株式の形式(すなわち市場価値の変動のため)及び(2)その形式以外の理由(すなわち、事業体を受領する株式数は、90 日以内に引渡しが発生するために相違する可能性がある)の結果、契約開始日と財の引渡しの間で、異なる可能性がある。

ASU 提案は、変動対価制約は、対価の形式以外の理由、この設例では、事業体により受領される株式の数量、に起因する公正価値変動に関してのみ適用されることになる、と明確化している。結果として、当設例では、普通株式の市場価値の増減は、取引価格に対する調整(すなわち、収益)として記帳されないことになる。

編集者注:当ガイダンス提案は、顧客との契約に共通して現金以外の対価を含む事業体に関して、実務上の重要な変更を表象する可能性がある。加えて、FASB は、当提案における現金以外の対価に係る測定日の明確化を意図しているが、事業体は、契約開始日を、(1)法的形式日(すなわち、権利及び義務が、各当事者に割り当てられる時点)、又は(2)当契約が ASC606-10-25-1 項の全ての規定を充足した日、のいずれかで解釈する可能性がある。我々は、当該契約開始日は、契約が ASC606-10-25-1 項における規定を充足する日であると信じている。

契約修正及び移行時点で完了済の契約

背景

新収益基準の初度適用時に、事業体は、完全又は修正遡及移行方法のいずれかを適用可能である。いずれの方法も、事業体は新収益基準の初度適用日前に、契約変更の影響の評価を要求している。新収益基準では、契約修正に関する事後会計処理は(1)別個の契約、(2)古い契約の終了及び新契約の創出、並びに(3)累積的キャッチアップ調整、の結果となる可能性がある。

利害関係者は、事業体が移行措置ガイダンスを適用し、かつ頻繁に修正される可能性がある多量の顧客契約(特に長期契約)に関して懸念を表明した。特に、利害関係者は、事前適用修正の評価コストが、初度適用日前の期間に対する契約修正ガイダンス適用の限定的有用性のため、便益を超過する可能性があるか否かについて疑問を呈した。加えて、契約が移行措置目的で完了しているとみなされる時点に関して疑問が呈示された。

ASU 提案の主要条項

ASU 提案は、最も早い表示期間の期首より前に発生した契約修正評価のための遡及的移行方法を事業体を使用する状況に関する実務的例外を提供することになる。当実務的例外は、最も早い表示期間の期首より前の各契約修正の影響を事業体が評価することを要求しないことになる。ASU 提案は、ASC606-10-65-1(f)項に、以下ガイダンスを追加することになる。

事業体は、別個に、[新収益基準]に従い開示されている最も早い報告期間の期首より前に契約修正の影響を評価する必要はない。事業体は、契約開始から[新収益基準]に従い開示されている最も早い報告期間の期首までの全ての充足済み及び未充足履行義務を考慮し、契約の取引価格を決定すべきである。事業体は、夫々の識別された履行義務を、各履行義務に比例した個別販売価格の見積もりを基礎として、取引価格の単一の配分を実施しなければならない。未充足の履行義務に配分された取引価格は、履行義務が事後に充足された時点(又は充足に従い)収益として認識されなければならない(606-10-25-23 項から 25-37 項を参照のこと)。事業体は、606-10-25-10 項から 25-13 項におけるガイダンスを、[新収益基準]に従い表示される最も早い報告期間の期首より後の契約修正に適用しなければならない。

事業体はまた、彼らが、(1)初度適用日時点の全ての契約、又は(2)初度適用日時点で完了していないすべての契約、のいずれかに契約修正に関して修正遡及移行アプローチを選択した場合に、実務的例外の適用が容認されている。

さらに、ASU 提案は、完了済みの契約は、新収益基準が初度適用される前に、該当収益ガイダンスにより認識された全ての（又はほとんど全ての）収益における一つであると明確化することになる。

編集者注: 当提案が追加することになる文章は、実務的例外を事業体に提供することが意図されている。しかしながら、事業体が享受する救済の範囲は、ASC606-10-65-1(f)項における第一センテンスが、事業体は「[過去の期間における]契約修正の影響を別個に評価する必要はない」、述べている一方、第二センテンスは、事業体は、「契約開始からの全ての充足及び未充足履行義務」を考慮することにより、取引価格の決定が必要となる、と言及しているため、不明確であるかもしれない。

我々は、ガイダンス提案は、事業体が、初度適用日時点で存在する履行義務を基礎として契約を評価（そして取引価格をそれに応じて配分）することを容認する意図があると信じている。加えて、事業体は、新基準の初度適用日より前に契約修正が認識された収益に対して持っていた影響を検討する必要はないことになる。すなわち、事業体は、新収益基準の初度適用日時点で、存在する契約に関連する履行義務及び取引価格を決定するため、「後知恵」を使用しうる。さらに、充足された又は部分的に充足された履行義務へ配分された取引価格金額は、移行措置調整として会計処理されることになり（事業体による移行措置方法に従い）、かつ未充足の履行義務は、支配が新収益認識規準に準拠して移転された時点で収益として認識されることになる。

ガイダンス提案により影響を受ける可能性がある事業体（すなわち、それらは、継続中の修正がある多くの契約を有するため）は、当ガイダンスのさらなる明確化が望ましいと信じる可能性がある。

付録—回答者に対する質問

ASU 提案による回答者に対する質問が、参照のため以下の列挙されている。

質問 1:606-10-55-3A 項から 55-3C 項の追加提案、及び新規設例の追加は、回収可能性閾値の目的を明確化するか？そうでない場合はなぜか？

質問 2:606-10-25-7(c)項は、606-10-25-1 項における規準を充足しない契約に関して収益が認識されるべき時点に関して明確性を提供すべく提案された。この改訂提案は、当ガイダンス適用の明確性を改善するか？そうでない場合はなぜか？

質問 3:606-10-25-1(e)項における回収可能性規準は、トピック 606 で定義されている「発生可能性が高い」、として確実な回収可能性に参照されている。当審議会が、代わりに、IFRS とのコンバージェンスが達成される回収可能性規準をもたらす「発生可能性が 50 パーセント超」としての回収可能性に参照する場合、当改訂は、トピック 606 の回収可能性ガイダンスを改善することになるか？あなたの回答を説明されたい。

質問 4:606-10-32-2A 項は、事業体が、取引価格から、顧客から回収された全ての売上（及びその他の類似）税を除外することを容認する方針選択を提供している。この改訂提案は、トピック 606 適用のコスト及び複雑性を減少させるか？そうでない場合はなぜか？

質問 5:606-10-32-21 項の修正及び関連する設例は、現金以外の対価は、契約開始時点で測定されるべきと特定している。この改訂提案は、当ガイダンス適用の明確性を改善するか？そうではない場合はなぜか？

質問 6:変動対価に係るガイダンスを明確化する 606-10-32-23 項の修正は、対価の形式以外の理由から生じる現金以外の対価の変動性に対してのみ適用される。当改訂提案は、当ガイダンス適用の明確性を改善するか？そうではない場合はなぜか？

質問 7:606-10-65-1(f)(4)項は、移行時点での契約修正に係る実務的例外を提供している。当改訂提案は、トピック 606 適用のコスト及び複雑性を低減させるか？そうではない場合はなぜか？

質問 8:606-10-65-1(c)(2)項の変更は、完了済みの契約は、初度適用日より前に有効な収益ガイダンスにより認識された全ての（又はほとんど全ての）収益に関する契約である、と明確化している。この改訂提案は、当移行措置ガイダンスを明確化するか？そうではない場合はなぜか、またどのような代替案をあなたは提案するか？

登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください(www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務に関する財務報告
- ガバナンスおよびリスク
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、**US GAAP Plus** にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。